

G・I・NETインターネットサービス契約約款

第1条（約款の適用）

グレートインフォメーションネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）は、G・I・NETインターネットサービス契約約款（以下「本約款」といいます）を定め、これによりG・I・NETインターネットサービスを提供いたします。

第2条（約款の変更）

当社は、民法第548条の4の規定に基づき、本約款を変更することがあります。

2. 当社は、本約款を変更する場合、変更内容および適用開始日を当社ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知します。
3. 変更後の約款は、当社が定める適用開始日から効力を生じるものとします。

第3条（サービスの種類）

G・I・NETインターネットサービスの種類及びその内容については、別表1のとおりとします。

第4条（申込方法等）

G・I・NETインターネットサービスの契約の申込は、当社所定の申込書に必要事項を記入し提出します。

第5条（契約の成立）

当社は、G・I・NETインターネットサービスの契約の申込があったときは本約款に基づきこれを承諾します。

2. 当社は、次の各号に該当する場合は、契約の申込を承諾しないことがあります。
 - ①第1種電気通信事業者の事由により、当社がG・I・NETインターネットサービスを提供するための電気通信回線の提供が受けられないとき
 - ②申込者がG・I・NETインターネットサービスの契約上の債務の支払いを怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - ③G・I・NETインターネットサービスにおいてサービスの提供又は技術上著しく困難なとき
 - ④契約の申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
 - ⑤申込者が当社またはG・I・NETインターネットサービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき

第6条（契約の単位）

G・I・NETインターネットサービスは契約者が使用する品目毎に締結し、一つの契約について一法人又は一個人に限りします。

2. 契約者がG・I・NETインターネットサービスの提供を受ける権利は、第三者に譲渡又は承継することができません。

第7条（利用態様の制限）

契約者が、当該サービスに関して使用するドメイン名及びインターネットアドレスは、別表に定める各サービスの区分に従い、当社が指定するもの、または契約者が自ら用意し管理する独自ドメイン等のうち当社が承認したものとします。

2. 契約者は、前項に基づき指定した以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用してG・I・NETインターネットサービスを利用することはできません。

第8条（契約事項の変更）

契約者は、次の各号について変更できます。

- ①品目の変更
 - ②回線の変更
 - ③通信設備の設置場所の変更
 - ④契約者の名称及び住所の変更
2. 前項各号について変更があるときは、当社所定の変更届書に記載し提出します。
3. 契約の変更については、第5条を準用して取扱います。

第9条（利用の制限）

当社は、天災事変その他の非常事態が発生または発生のおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援・交通・通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、G・I・NETインターネットサービスの利用を制限する措置をとることがあります。

2. 当社は、契約者が当社所有の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

3. 制限の基準は別表3に定めるとおりとします。

第10条（利用の中止）

当社は、次の各号に該当するときは、G・I・NETインターネットサービスの提供を中止することがあります。

①当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき

②当社が設備する電気通信設備の障害等やむを得ない事情があるとき

③第9条により通信利用の制限を行っているとき

2. 当社は、G・I・NETインターネットサービスの提供を中断するときは、あらかじめその旨並びに理由及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

第11条（利用の停止）

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、G・I・NETインターネットサービスの提供を停止することがあります。

①G・I・NETインターネットサービスの債務の支払いを怠ったとき

②第6条の2項又は第8条の2項に違反したとき

③誹謗、中傷その他法令又は公序良俗に違反する行為を行ったとき、又は違法にG・I・NETインターネット

サービスを利用したとき

④当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてG・I・NETインターネットサービスを利用したとき

⑤前各号のほか、本約款の規定に違反する行為で当社の通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき

第12条（当社が行う解約）

当社は、次に掲げる事由があるときは、G・I・NETインターネットサービスの契約を解除することがあります。

①第11条の規定において、G・I・NETインターネットサービスの利用が停止された場合において、契約者が当該停止となった事由を解消しないとき

②第11条の各号において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められたとき

第13条（契約者が行う解約）

契約者は、当社に対し契約を解約しようとするときは、その旨を原則書面で通知することにより解約できます。

2. 解約は、当該届出通知があった日から30日を経過する日、もしくは契約者が当該届出通知により解約を指定した日のいずれか遅い日を解約日とします。

3. 年間契約を締結した契約者が、契約期間の途中において自己の都合により契約を解約した場合、当社は、既に支払われた年間利用料金を返金しないものとします。

4. 月額料金による契約について、月の途中で契約が終了した場合であっても、当該月の利用料金は日割り計算を行わず、1か月分の利用料金を支払うものとします。

第14条（反社会的勢力の排除）

契約者および当社は、自己または自己の役員、従業員、実質的に経営を支配する者、代理人その他これらに準ずる者（以下「関係者」といいます。）が、現在および将来にわたり次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。

①暴力団

- ②暴力団員
 - ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④暴力団準構成員
 - ⑤暴力団関係企業
 - ⑥総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
 - ⑦前各号に準ずる者
 - ⑧前各号の者と密接な関係を有する者
2. 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して、次の行為を行わないことを確約するものとします。
- ①暴力的な要求行為
 - ②法的責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - ⑤反社会的勢力に対する資金提供または便宜供与
 - ⑥その他前各号に準ずる行為
3. 契約者または当社が前二項のいずれかに違反した場合、相手方は何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
4. 前項に基づき契約が解除された場合、解除された当事者は相手方に対して損害賠償その他の請求を行うことができません。
5. 前項にかかわらず、解除した当事者に損害が生じた場合には、違反した当事者はその損害を賠償するものとします。

第15条（利用料金）

- G・I・NETインターネットサービスの利用料金は別表2に定めるとおりとします。
2. G・I・NETインターネットサービスの料金は、第5条第1項において契約の成立した日を起算日とし、別表2に定める初期費用及び利用料金の支払いを要します。ただし、年間契約に係る利用料金については別表2の定めによるものとし、契約期間途中の解約における年間利用料金の取扱いについては、第13条第3項の定めによるものとします。また、月額料金による契約の解約月の利用料金については、第13条第4項の定めによるものとします。
3. 年間契約の契約期間は、サービスの利用開始日から1年間とします。
4. 年間契約は、契約期間満了日の30日前までに契約者から書面による解約の申し出がない場合、同一条件でさらに1年間更新するものとし、以後も同様とします。

第16条（初期費用）

G・I・NETインターネットサービスの初期費用は別表2に定めるとおりとします。

第17条（料金の支払方法）

契約者は、G・I・NETインターネットサービスの利用料金を、当社が指定する日までに指定する方法で支払うものとします。

第18条（割増金）

契約者は、G・I・NETインターネットサービスの利用料金の支払いを不法に免れた金額の2倍に相当する金額を割増金として支払うものとし、支払い方法は第17条を準用します。

第19条（遅延損害金）

契約者は、G・I・NETインターネットサービスの利用料金の債務の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について日歩4銭（年率14.6%）の割合で算出した額の遅延損害金を支払うものとし、支払方法は第17条を準用します。但し、当該債務が支払日の翌日から10日以内に支払われた場合はこの限りではありません。

第20条（消費税）

契約者が当社に対しG・I・NETインターネットサービスに関する債務を支払う場合において、表示価格は消費税を含むものとします。消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により消費税が賦課されるときは、契約者は、当該支払い債務を支払う際に課税される消費税相当額を含む価格を支払うものとします。

第21条（電気通信回線）

フレッツ接続等に係る回線は、契約者において電気通信事業者と契約するものとし、又必要と

なる費用は契約者が負担する。

2. 前項の回線の変更がある場合、変更の1ヶ月前までに当社所定の変更届書に記載し提出します。
3. 回線の変更については、第5条を準用して取り扱います。

第22条（情報の管理）

契約者は、G・I・NETインターネットサービスを利用して受信し、送信する情報については、G・I・NETインターネットサービスの設備又は故障によるその消失を防止するための必要な措置を講じるものとします。

第23条（免責及び損害賠償）

1. 契約者は、自らの責任において本サービスを利用するものとし、当社は本サービスの完全性、正確性、有用性、契約者の特定の目的への適合性について保証しないものとします。
2. 契約者が本サービスを利用して送信又は公開する情報については契約者の責任において管理するものとし、その内容に起因して第三者との間に紛争が生じた場合、契約者の責任と費用において解決するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関連して契約者に損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
4. 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、当社が賠償する損害は契約者に現実に発生した直接かつ通常の損害に限られ、逸失利益その他の間接損害については責任を負いません。
5. 当社が負う損害賠償額の上限は、当該損害が発生した月に契約者が支払った本サービス利用料金の1ヶ月分とします。

第24条（機密保持）

契約者及び当社は、G・I・NETインターネットサービスの提供に関して知り得た相手方の機密情報を、第三者に漏洩しないものとします。

2. 前項の規定は、G・I・NETインターネットサービスの契約が終了した後も継続するものとします。

第25条（個人情報の取扱い）

当社は、本サービスの提供にあたり取得した契約者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令を遵守し、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従い適切に取り扱うものとします。

2. 当社は、取得した個人情報を次の目的のために利用します。
 - ①本サービスの提供、運営および契約者サポート
 - ②利用料金の請求および決済
 - ③サービスに関する通知、案内および連絡
 - ④サービスの改善、新サービスの開発
 - ⑤法令に基づく対応
3. 当社は、次の場合を除き、契約者の同意なく個人情報を第三者に提供しません。
 - ①法令に基づく場合
 - ②人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
 - ③本サービスの提供に必要な範囲で業務を委託する場合
 - ④その他法令により認められる場合
4. 当社は、個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じるものとします。
5. 契約者は、当社が保有する自己の個人情報について、開示、訂正、削除等を求めることができるものとします。

付則

この契約約款は、1996年6月3日から実施します。

この改正規定は、2024年3月1日から実施します。

この改正規定は、2026年4月1日から実施します。

この改正規定は、2026年10月1日から実施します。

別表1 G・I・NETインターネットサービスの種類とその内容

1. インターネット接続サービス

(1) インターネット接続サービス

当社の接続機器と、契約者の接続機器とを公衆回線等を結んで、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するインターネット接続サービス。

種 類	品 目	内 容
フレッツ光ネクストファミリー・ハイスピード ^準	～1Gbps	光ファイバーケーブルを使って接続し、最大 1Gbps までの符号伝送可能なもの
フレッツ光ネクストファミリー・ハイスピード ⁺	～200Mbps	光ファイバーケーブルを使って接続し、最大 200Mbps までの符号伝送可能なもの
フレッツ光ネクストファミリー	～100Mbps	光ファイバーケーブルを使って接続し、最大 100Mbps までの符号伝送可能なもの

※ フレッツ接続サービスについては、NTT 西日本が提供するフレッツ光ネクストサービスの契約が別途必要

※ 契約者が使用するドメイン名及びインターネットアドレスは当社が指定します。

(2) メールサービス

電子メールのサービス

※ 3 アカウントまで取得可能（1 メールアカウントの最大容量は無制限、保存期間は100日）

※ 契約者が使用するドメイン名及びインターネットアドレスは当社が指定するもの、または契約者が自ら用意し管理する独自ドメイン等のうち当社が承認したものとしします。

2. インターネット接続ライトサービス

当社の接続機器と、契約者の接続機器とを公衆回線等を結んで、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するインターネット接続サービス。

種 類	品 目	内 容
フレッツ光ネクストファミリー・ハイスピード ^準	～1Gbps	光ファイバーケーブルを使って接続し、最大 1Gbps までの符号伝送可能なもの
フレッツ光ネクストファミリー・ハイスピード ⁺	～200Mbps	光ファイバーケーブルを使って接続し、最大 200Mbps までの符号伝送可能なもの
フレッツ光ネクストファミリー	～100Mbps	光ファイバーケーブルを使って接続し、最大 100Mbps までの符号伝送可能なもの

※ フレッツ接続サービスについては、NTT 西日本が提供するフレッツ光ネクストサービスの契約が別途必要

※ 契約者が使用するドメイン名及びインターネットアドレスは当社が指定します。

3. ホームページエリアレンタルサービス

当社のサーバ機器にホームページコンテンツを保管し、インターネットにて情報提供行うサービス。

※ 契約者が使用するドメイン名及びインターネットアドレスは当社が指定するもの、または契約者が自ら用意し管理する独自ドメイン等のうち当社が承認したものとしします。

4. ホームページエリアレンタルライトサービス

当社のサーバ機器にホームページコンテンツを保管し、インターネットにて情報提供行うサービス。各種 CGI 提供およびサポートを含まない安価でホームページを開設したい方向けサービス。

※ 契約者が使用するドメイン名及びインターネットアドレスは当社が指定するもの、または契約者が自ら用意し管理する独自ドメイン等のうち当社が承認したものとしします。

5. 地元企業・医療機関向けサービス

当社のサーバ機器にホームページコンテンツを保管し、インターネットにて情報提供を行うサービス。西濃地域の情報発信にご協力して頂ける西濃地域の中小企業の方で、安価にホームページを開設したい方向けサービス。

※ 契約者が使用するドメイン名及びインターネットアドレスは当社が指定するもの、または契約者が自ら用意し管理する独自ドメイン等のうち当社が承認したものとしします。

6. サービスパック

インターネット接続サービスおよび独自ドメインサービス、メールサービス、ホームページエリアレンタルサービスなどを組み合わせたお得なセットサービス。

※ 契約者が使用するドメイン名及びインターネットアドレスは当社が指定するもの、または契約者が自ら用意し管理する独自ドメイン等のうち当社が承認したものとしします。

7. オプションサービス

(1) 追加メールサービス

1つのIP接続サービスに対し、メールアカウントを追加するサービス
(※最大追加数は5つまで)

(2) Web フィルタリングサービス

危険・有害なホームページへのアクセスを遮断するサービス

(3) 固定IPアドレスサービス

フレッツ接続サービスにて割り当てられるIPアドレスを固定にするサービス

(4) 独自ドメインサービス

お客様独自のドメインを取得するサービス。

(5) 追加エリアサービス

ホームページ保管サーバ容量の追加サービス。

別表2 利用料金

1. インターネット接続サービス

記載している金額はすべて消費税相当額（１０％）が含まれております。

(1) 初期費用

種 類	単位	初期費用
フレッツ光ネクストファミリー・ハイスピード [®] 集／フレッツ光ネクストファミリー・ハイスピード [®] ／フレッツ光ネクストファミリー	1 契約	3, 3 0 0 円

(2) 基本料金

種 類	単位	基本料金
フレッツ光ネクストファミリー・ハイスピード [®] 集	1 契約	2, 2 0 0 円／月 ・ 2 4, 2 0 0 円／年
	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 9 8 0 円／月 ・ 2 1, 7 8 0 円／年
フレッツ光ネクストファミリー・ハイスピード [®]	1 契約	2, 2 0 0 円／月 ・ 2 4, 2 0 0 円／年
	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 9 8 0 円／月 ・ 2 1, 7 8 0 円／年
フレッツ光ネクストファミリー	1 契約	2, 2 0 0 円／月 ・ 2 4, 2 0 0 円／年
	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 9 8 0 円／月 ・ 2 1, 7 8 0 円／年

※年間契約の場合は年額前払いになります。

年間契約期間中の契約者都合による解約については、第 13 条第 3 項の規定を適用します。

(3) オプション

(a) 追加メールサービス

初期費用

単 位	初期費用
1 アカウント	1, 1 0 0 円

基本料金

単 位	基本料金
1 アカウント	2 2 0 円／月

(b) Web フィルタリングサービス

初期費用

単 位	初期費用
1 アカウント	1, 1 0 0 円

基本料金

種 類	単 位	基本料金
家庭向け	1 ライセンス	2 2 0 円／月
企業向け	1 シリアル	3 3 0 円／月

※家庭向け 複数のパソコンにインストール可能

※企業向け 1 台ごとに 1 シリアル必要

(c) 固定 IP アドレスサービス

初期費用

単 位	初期費用
1 個	2, 2 0 0 円
8 個	9, 9 0 0 円

基本料金

種 類	単位	基本料金
フレッツ光 ネクストファミリー ・ハイスピード [®] 集	1 個	2, 2 0 0 円／月
	8 個	1 3, 2 0 0 円／月
フレッツ光 ネクストファミリー ・ハイスピード [®]	1 個	2, 2 0 0 円／月
	8 個	1 3, 2 0 0 円／月
フレッツ光 ネクストファミリー	1 個	2, 2 0 0 円／月
	8 個	1 3, 2 0 0 円／月

※契約者に於いて、電気通信事業者へ回線使用料及び回線終端装置使用料を支払って頂きます。

2. インターネット接続ライトサービス

(1) 初期費用

種 類	単位	初期費用
フレッツ光ネクストファミリー・ハイ スピード [®] 集／フレッツ光ネクスト ファミリー・ハイスピード [®] ／フレッ ツ光ネクストファミリー	1 契約	3, 3 0 0 円

(2) 基本料金

種 類	単位	基本料金
フレッツ光ネクストファミリー・ハイ スピード [®] 集	1 契約	1, 6 5 0 円／月 ・ 1 8, 1 5 0 円／年
	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 4 3 0 円／月 ・ 1 5, 7 3 0 円／年
フレッツ光ネクストファミリー・ハイ スピード [®]	1 契約	1, 6 5 0 円／月 ・ 1 8, 1 5 0 円／年
	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 4 3 0 円／月 ・ 1 5, 7 3 0 円／年
フレッツ光ネクストファミリー	1 契約	1, 6 5 0 円／月 ・ 1 8, 1 5 0 円／年
	1 契約 (3 契約以上契約)	1, 4 3 0 円／月 ・ 1 5, 7 3 0 円／年

※年間契約の場合は年額前払いになります。

年間契約期間中の契約者都合による解約については、第 13 条第 3 項の規定を適用します。

(3) オプション

(a) Web フィルタリングサービス

初期費用

単 位	初期費用
1 アカウント	1, 1 0 0 円

基本料金

種 類	単 位	基本料金
家庭向け	1 ライセンス	2 2 0 円／月
企業向け	1 シリアル	3 3 0 円／月

※家庭向け 複数のパソコンにインストール可能

※企業向け 1 台ごとに 1 シリアル必要

(b) 固定 IP アドレスサービス

初期費用

単 位	初期費用
1 個	2, 2 0 0 円
8 個	9, 9 0 0 円

基本料金

種 類	単位	基本料金
フレッツ光 ネクストファミリー ・ハイスピード [®] 集	1 個	2, 2 0 0 円／月
	8 個	1 3, 2 0 0 円／月
フレッツ光 ネクストファミリー ・ハイスピード [®]	1 個	2, 2 0 0 円／月
	8 個	1 3, 2 0 0 円／月
フレッツ光 ネクストファミリー	1 個	2, 2 0 0 円／月
	8 個	1 3, 2 0 0 円／月

※契約者に於いて、電気通信事業者へ回線使用料及び回線終端装置使用料を支払って頂きます。

3. ホームページエリアレンタルサービス

(1) 初期費用

単 位	初期費用
1 契約	3, 3 0 0 円

(2) 基本料金

単 位	基本料金
5 0 MB	5, 5 0 0 円／月 ・ 5 5, 0 0 0 円／年
3 0 0 MB	1 1, 0 0 0 円／月 ・ 1 1 0, 0 0 0 円／年

※年間契約の場合は年額前払いになります。

年間契約期間中の契約者都合による解約については、第 13 条第 3 項の規定を適用します。

(3) オプション

(a) 独自ドメインサービス

初期費用

単 位	ドメイン	初期費用
1 契約	. c o . j p	1 2, 1 0 0 円
1 契約	. j p	1 2, 1 0 0 円
1 契約	. c o m	6, 6 0 0 円
1 契約	. i n f o	6, 6 0 0 円
1 契約	. b i z	6, 6 0 0 円

基本料金

単 位	基本料金
1 契約	1, 1 0 0 円／月

(b) 追加ホームページエリアレンタルサービス

基本料金

単 位	基本料金
5 0 MB	2, 2 0 0 円／月
2 0 MB	1, 1 0 0 円／月

4. ホームページエリアレンタルライトサービス

(1) 初期費用

単 位	初期費用
1 契約	3, 3 0 0 円

(2) 基本料金

単 位	基本料金
ホームペー ジ エリア レンタル ライトサービス	1, 0 0 0 円／月 ・ 1 1, 0 0 0 円／年

※年間契約の場合は年額前払いになります。

年間契約期間中の契約者都合による解約については、第 13 条第 3 項の規定を適用します。

(3) オプション

(a) 独自ドメインサービス

初期費用

単 位	ドメイン	初期費用
1 契約	. c o . j p	1 2, 1 0 0 円
1 契約	. j p	1 2, 1 0 0 円
1 契約	. c o m	6, 6 0 0 円
1 契約	. i n f o	6, 6 0 0 円
1 契約	. b i z	6, 6 0 0 円

基本料金

単 位	基本料金
1 契約	1, 1 0 0 円／月

(b) 追加ホームページエリアレンタルサービス

基本料金

単 位	基本料金
5 0 MB	2, 2 0 0 円／月
2 0 MB	1, 1 0 0 円／月

5. 地元企業・医療機関向けサービス

(1) 初期費用

単 位	初期費用
1 契約	3, 3 0 0 円

(2) 基本料金

単 位	基本料金
地元企業・医療 機関向け サービス	3, 3 0 0 円／月 ・ 3 3, 0 0 0 円／年

※年間契約の場合は年額前払いになります。

年間契約期間中の契約者都合による解約については、第 13 条第 3 項の規定を適用します。

(3) オプション

(a) 独自ドメインサービス

初期費用

単 位	ドメイン	初期費用
1 契約	. c o . j p	1 2, 1 0 0 円
1 契約	. j p	1 2, 1 0 0 円
1 契約	. c o m	6, 6 0 0 円
1 契約	. i n f o	6, 6 0 0 円
1 契約	. b i z	6, 6 0 0 円

基本料金

単 位	基本料金
1 契約	1, 1 0 0 円／月

6. サービスパック

(1) 初期費用

単 位	初期費用
1 契約	27,500円

(2) 基本料金

種 類	単位	基本料金
HP100	1 契約	11,000円／月 ・ 110,000円／年
MAIL50	1 契約	11,000円／月 ・ 110,000円／年
HP300	1 契約	22,000円／月 ・ 220,000円／年

※年間契約の場合は年額前払いになります。

年間契約期間中の契約者都合による解約については、第13条第3項の規定を適用します。

(3) オプション

(a) Webメール管理サービス

初期費用

単 位	初期費用
1 契約	22,000円

基本料金

単 位	基本料金
1 契約	5,500円／月

別表3 帯域制御の運用基準

当社は、契約者が次の各号に該当するときは、G・I・NETインターネットサービスの利用を制限する措置をとることがあります。

1. 帯域混雑時の帯域制御

条件：

- ① お客様全体を収容しているネットワークで大量の通信の発生が予測されるとき
- ② サービスの品質が上位プロバイダの定める基準を下回った状況になったとき。

内容：

ネットワーク機器内で転送速度が高いお客様から順に、転送速度を制限します。

お知らせ：

制御対象者への事前・事後通知は行いません

2. ヘビーユーザー帯域制御

条件：

- ① お客様の1ヶ月（1日から月末日まで）の利用量で一定以上の通信を行われていたとき。

内容：

該当月の翌々月初旬頃より、該当月の3ヶ月後の初旬頃までの間、帯域制御を開始します。

お知らせ：

制御対象者への事前通知を行います。